

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 法律の有効期限を令和十二年三月三十一日まで延長すること。(附則第二条関係)

第二 この法律は、公布の日から施行すること。(改正法附則第一条関係)

第三 関係法律について所要の改正を行うこと。(改正法附則第二条から第四条まで関係)